

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年10月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月21日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和2年10月16日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 八戸地区	三木町農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東中川地区	〃
四箇池地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 柳谷トンネル地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 辻尾池地区	〃